

令和 8 年度「広報小田原」制作業務仕様書

1 業務期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで
（令和 8 年 5 月号～令和 9 年 4 月号 計 12 号）

2 業務場所

小田原市の指定する場所

3 業務内容

（1）紙面編集

（ページ割り、紙面デザイン、リライト、イラスト・地図・グラフ作図等）

（2）リライト及び一部原稿作成（取材含む）

（3）写真撮影

（4）最終の紙面（印刷発注用 P D F データ等）の納品

（5）デジタル版（ホームページで公開可能な形式に変換したデータ）の作成及び納品

4 広報紙

（1）紙面

ア 規格

- ・タブロイド判
- ・16 ページ（1 部当たり 60 g 未満・10 回）
- ・20 ページ（1 部当たり 75 g 未満・2 回）
- ・4 色フルカラー

※5～10 月号のいずれかに、「市役所電話帳」（4 ページ、4 色フルカラー）を挟み込み、発行する。

- ・企画記事：右綴じ、縦組み
- ・お知らせ記事：左綴じ、横組み

※企画記事 8 ページの中にお知らせ記事を
8 ページ挟み込むようにページ割をする。

イ 紙質

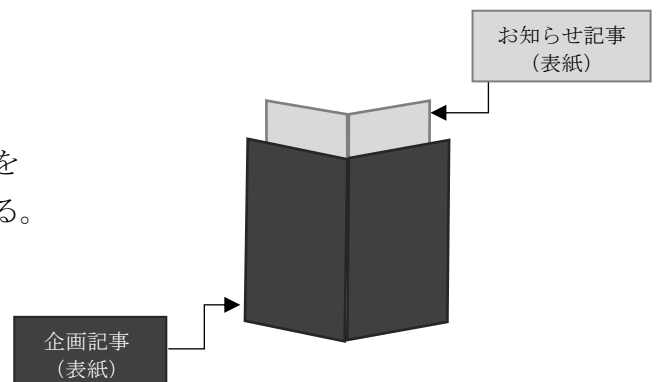
- ・環境に配慮した白色度の高い再生紙

ウ 文字の大きさ

- ・原則 14Q 以上

（2）デジタル版

ア 規格



- ・校了時の電子データを基に、発注者の指示に従い、本市ホームページ管理運用システムの規格に適合したデータを作成する。
- ・ページを構成する画像については市の指定する方法でアップロードすること。
- ・JIS X8341-3：2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）の達成基準「AA」を満たすように努力すること。

5 制作工程

（1）作業日程

校了日は、納品日までの期間を可能な限り短縮したスケジュールとする。

（2）入稿・校正の方法

入稿～念校 データ送付（発注者→受注者、受注者→発注者）

色校正 宅配便等による製版原画送付（受注者→発注者）

校正は「記者ハンドブック第14版 新聞用字用語集」（編著：一般社団法人共同通信社）に基づいて行うこと。

（3）校正回数

文字校正 2回以上

色校正（文字修正含む） 1回

※令和8年度「広報小田原」印刷・製本業務の受注者（以下、「印刷業者」という。）と調整し、必要部数を提出すること。

外部校正 1回以上

デジタル版校正 2回以上

その他、A I またはシステムによる校正を可能な限り行うこと

6 制作体制・スタッフの配置

（1）管理・進行等、企画・デザイン・編集

……ディレクター1名、デザイナー1名、DTPオペレーター1名

（2）校正（校閲）、イラスト作成

……校正・校閲担当者2名、イラストレーター（適宜）

（3）取材記事担当

……カメラマン1名、ライター1名

（4）デジタル版作成担当

……ホームページデータ作成担当者（適宜）

※同等以上の体制とする。

7 納品

（1）紙面：最終の印刷発注用PDF等のデータ

ア 本市

納品日時：紙面校了翌営業日の午後5時まで

イ 印刷業者

印刷業者と事前に調整し、印刷・製本の所要日数を考慮した適切な期日及び印刷に適した適切な形式と方法で納品すること。

(2) デジタル版：ホームページで公開可能な形式に変換したデータ

ア 本市

納品日時：発行日から起算して2営業日前の正午まで

例) 令和8年4月の場合(校了日は仮で設定)

日	月	火	水	木	金	土
19	20	21 校了日	22 <u>紙面版 納品日</u>	23	24	25
26	27	28 ② <u>デジタル版 納品日</u>	29 祝日	30 ①	5/1 <u>発行日</u>	2

8 支払い

毎号発行ごとに、所定の手続きにより行う。

なお、契約金額に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日における消費税及び地方消費税の税率が適用される。